

播磨町空家等バンク活用支援事業補助金（概要）

1. 補助金の交付要件

区分	補助対象者	補助対象経費
空家等バンク登録助成補助金	空家等所有者 (空家等バンクに登録された空家等の所有者)	所有権保存登記、表示登記、相続登記及びその他空家等バンクに登録するために必要な不動産登記に関し、司法書士及び土地家屋調査士等に支払った費用で、交付申請日において登記完了日から3月以内のもの。ただし、登録免許税を除く。
空家等利活用支援補助金	(1)空家等所有者 (2)空家等利用者(空家等所有者から空家等を購入又は賃貸する者であって、空家等の購入等に係る契約締結日から6月を経過しない者。ただし、空家等所有者の3親等以内の親族を除く。)	空家等所有者又は空家等利用者が実施する家財道具等の搬出処分、清掃、敷地内の除草又は木伐採に要した経費に関し、清掃事業者等の事業者へ支払った費用
		空家等利用者が空家等への引越しに要した経費に関し、引越し業者又は運送業者に支払った費用

※補助対象者は、以下の要件に該当すること

【共通】

- (1) 法人でないこと
- (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- (3) 町税を滞納していないこと
- (4) 空家等所有者又は空家等利用者及びその配偶者が、住民税非課税者であること
- (5) 過去にこの補助対象事業による補助金の交付を受けたことがないこと

【空家等所有者】

補助金の交付決定の日から継続して2年以上空家等バンクに登録するものであること

【空家等利用者】

町に定住する意思を有し、補助金に係る空家等に居住すること

2. 補助金の額

区分	補助金額 (※補助金の額の千円未満は切り捨て。)
空家等バンク登録助成補助金	最大 15万円 (補助対象経費の4分の3)
空家等利活用支援補助金	1. 家財道具処分等 最大 5万円 (補助対象経費の2分の1)
	2. 引越し費用 最大 5万円 (補助対象経費の2分の1)